



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2019/06/12
 SDS整理番号 01132132

製品等のコード : 0113-2132、0113-2160

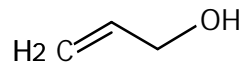
製品等の名称 : アリルアルコール (2-プロペン-1-オール)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 ジアリルフタレート樹脂、医薬品、アリルグリシジルエーテル樹脂原料、
 プロパンサルトン、香料、難燃化剤原料 など



2. 危険有害性の要約



GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区外
 自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分3
 急性毒性(経皮) : 区分1
 急性毒性(吸入:蒸気) : 区分2
 皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A
 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) : 区分1(中枢神経系、肺、肝臓、腎臓)、
 区分3(気道刺激性)
 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) : 区分1(腎臓、肝臓)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分1

注意喚起語: 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
 飲み込むと有毒(経口)
 皮膚に接触すると生命に危険(経皮)
 吸入すると生命に危険(蒸気)
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 中枢神経系、肺、肝臓、腎臓の障害
 呼吸器への刺激のおそれ
 長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓の障害
 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 眼、皮膚又は衣類につけないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師に連絡すること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に
 外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名	: アリルアルコール (別名) 2-プロペン-1-オール、1-プロペン-3-オール、 3-ヒドロキシプロペン、プロペニルアルコール (英名) Allyl alcohol (EC名称)、2-Propen-1-ol (TSCA名称)、 1-Propen-3-ol、3-Hydroxypropene、Propenyl alcohol
成分及び含有量	: アリルアルコール、99.0%以上
化学式及び構造式	: C ₃ H ₆ O、CH ₂ :CHCH ₂ OH、構造式は上図参照(1ページ目参照)。
分子量	: 58.08
官報公示整理番号	: (2)-260
化審法	: 公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	: 107-18-6
CAS No.	: 203-470-7
EC No.	: アリルアルコール
危険有害成分	: ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 27 表示対象物 政令番号 27 危険物・引火性の物 変異原性が認められた既存化学物質 毒物「アリルアルコール」 ・毒物劇物取締法 ・化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 1-28 (99%) ・消防法 危険物第4類引火性液体 第二石油類 水溶性

4. 応急措置

吸入した場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横向きにする。 呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合には衣服を緩め、呼吸 気道を確保した上で人工呼吸(または酸素吸入)を行なう。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激が生じた時、気分が悪い時は、医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。

- 目に入った場合 : 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗淨すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗淨する。
次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗淨を続ける。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。
速やかに、口をすすぎ、うがいをする。
大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。
けいれんや意識混濁がある時又は意識がもうろうとしている時には吐かせてはいけない(窒息させたり、吐いた物が気管に入って肺炎になることがあるため)。
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 : 眼に対して、発赤、痛み、かすみ眼、一時的な視力喪失、重度の熱傷、光感受性を起こす事がある。
皮膚に対しては、腐食性があり、疼き、痛み、水泡を起こす事がある。筋肉に影響を与え、局所性痙縮や疼痛を生じることがある。
吸入に対しては、頭痛、吐き気、嘔吐を起こす事がある。
- 応急措置をする者の保護 : 火気厳禁。有機溶剤用の保護マスクがあればそれを着用する。
医師に対する特別注意事項 : 安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。
粉末、二酸化炭素、泡(耐アルコール泡)、水噴霧
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。
極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
引火点(21)以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性がある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
衣類につけないこと。
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材

- 二次災害の防止策
- : 危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
 - : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。
引火点(21.1)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。

局所排気・全体換気
安全取扱い注意事項

- : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- : 防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
眼、皮膚、衣類につけない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。

接触回避

保管

技術的対策

- : 炎、火花または高温体との接触を避ける。

保管条件

- : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
直射日光や高温多湿を避けて保管する。
容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
一定の場所を定めて、施錠して保管する。

混触危険物質

- : 貯蔵する所には、赤地に白文字で「医薬用外毒物」の表示を行う。
危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示する。
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
強酸化剤、四塩化炭素、硝酸、クロルスルホン酸、オレウム、水酸化ナトリウム、硫酸、又はナトリウム、カリウム、マグネシウム、アルミニウム及びそれらの合金類

容器包装材料

- : ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない。

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):

日本産衛学会(2017年版) 1ppm 2.4mg/m3 経皮吸収あり

A C G I H (2017年版) TLV-TWA 0.5ppm 1.2mg/m3 経皮吸収あり

設備対策

- : 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
静電気放電に対する予防措置を講ずる(アース等の使用)。
作業場には防ばく型の換気装置を設置し局所排気又は全体換気を行なう。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。

保護具

呼吸器の保護具

- : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。

手の保護具

- : 保護手袋(ネオプレン製、シリコン製、ポリウレタン製など)を着用する。

眼の保護具

- : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。

- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など : 無色澄明液体
 臭い : 刺激臭(催涙性)
 pH : データなし
 融点 : -129
 沸点 : 97.4
 引火点 : 21.1 (密閉式)
 爆発範囲 : 下限 2.5vol% 上限 18vol%
 蒸気圧 : 2.5 kPa(20)、 3.14 kPa(25)
 蒸気密度(空気 = 1) : 2.0
 20 での蒸気/空気混合気体の相対密度(空気 = 1) : 1.03(計算値)
 密度 : 0.848 ~ 0.856 (g/cm³, 20)
 溶解度 : 水に混和する。
 エタノール、エーテル、石油エーテル、クロロホルムに混和する。
 オクタノール/水分配係数 : log Pow = 0.17
 自然発火温度 : 378
 分解温度 : データなし
 粘度 : 1.072 cP (20 、粘性率)

GHS分類

- 引火性液体 : 引火点は21 (密閉式)(ICSC(2000))は、<23 であり、沸点は97.4 (Lide(88th,2008))は、>35 であることから、区分2とした。
 引火性の高い液体及び蒸気(区分2)
 自然発火性液体 : 発火点が378 (ICSC(2000))であり、常温の空气中で自然発火しないと考えられるので、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常取扱条件において安定である。
 危険有害反応可能性 : 四塩化炭素、硝酸、クロルスルホン酸と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
 21 以上で蒸気/空気の爆発性混合気体を生ずる。
 避けるべき条件 : 日光、熱、裸火、スパーク、その他熱源
 混触危険物質 : 強酸化剤、四塩化炭素、硝酸、クロルスルホン酸、オレウム、水酸化ナトリウム、硫酸、又はナトリウム、カリウム、マグネシウム、アルミニウム及びそれらの合金類
 危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 99mg/kg、105mg/kg、70mg/kg (SIDS(2005))、64mg/kg (ACGIH(7th,2001)) に基づき、区分3とした。
 なお、EU分類は、T;R23/24/25 (EU-CLP,Annex1(accessionMay.2009))である。
 飲み込むと有毒(経口)(区分3)
 経皮 ウサギ LD50 = 89mg/kg (SIDS(2005))、45mg/kg (DFG0Tvol15(2001))
 に基づいて、区分1とした。
 なお、EU分類は、T;R24 (EU-CLP,Annex1(accessionMay.2009))である。
 皮膚に接触すると生命に危険(経皮)(区分1)
 吸入(蒸気)ラット LC50(4h) = 127-139ppm(SIDS(2005))、165ppm (PATTY(5th,2001))、165ppm (DFG0Tvol15(2001))
 に基づき、区分2とした。
 なお、EU分類はT;R23 (EU-CLP,Annex1(accessionMay.2009))である。
 また、試験濃度が飽和蒸気圧濃度(34356ppm)の90%より低いので、蒸気とみなして分類にはガスの基準値(ppm)を適用した。
 吸入すると生命に危険(蒸気)(区分2)
 吸入(ミスト)データがないため分類できない。
 皮膚腐食性・刺激性 : ウサギに原液を24時間閉塞適用し、軽度の刺激性あるいは刺激性なしとの結果(SIDS(2005))が得られているが、ヒトの皮膚を刺激し皮膚に付くと筋肉に影響を与え、局所性痙縮や疼痛を生じることがあるとの

- 記載(環境省リスク評価第3巻(2004))、およびEU分類では Xi;R36/37/38(EU-CLP,Annex1(accessionMay.2009))を踏まえ、区分2とした。
皮膚刺激(区分2)
- 眼に対する重篤な損傷・刺激性
: ウサギを用いた試験(Directive84/449/EEC,B.5)で適用後24、48、72時間における評価の平均スコアが、結膜発赤2.89、結膜浮腫1.23、角膜混濁2.09となり、「刺激性あり」(irritating)の結果(SIDS(2005))が得られている。ウサギを用いた別の2試験(1試験はOECDTG405準拠)でもほぼ同程度の刺激性と回復性も認められ、「刺激性あり」と評価されている(SIDS(2005))。また、ヒトの吸入ばく露試験において軽度~中等度の刺激性(環境省リスク評価第3巻(2004))と報告され、事故例で見られた角膜火傷(環境省リスク評価第3巻(2004))あるいは一時的失明(ACGIH(7th,2001))は、回復性の症状であったことから、区分2Aとした。
強い眼刺激(区分2A)
- 呼吸器感作性
皮膚感作性
: データがないため分類できない。
: モルモットのマキシマイゼーション試験(OECDTG406:Guineapig maximization test)の結果、試験動物はいずれも陽性反応を示さず(陽性率:0/20)、皮膚感作性物質ではないと結論されている(SIDS(2005))により、区分外とした。
- 生殖細胞変異原性
: データ不足のため分類できない。
ラットを用いた経口投与による優性致死試験(生殖細胞in vivo経世代変異原性試験)、ラットに腹腔内投与後の骨髄を用いた小核試験およびマウスに経口投与後の末梢血を用いた小核試験(体細胞in vivo変異原性試験)の各試験で陰性結果(SIDS(2005)、NTPDB(accession May.2009))であった。
また、in vitro試験ではエームズ試験が一部TA100株で陽性結果があるものの概ね陰性(NTPDB(accession May.2009)、NITE初期リスク評価書(2007))であり、マウスリンフォーマ試験とチャイニーズハムスターV9細胞を用いた遺伝子突然変異試験では陽性(NITE初期リスク評価書(2007))が報告されている。
- 発がん性
: データ不足のため分類できない。
ACGIHの発がん性評価でA4に分類されている(ACGIH(2001))。
また、ラットに106週間飲水投与後、生涯観察した試験において、発がん性の明瞭な証拠は見出されなかったが、雌の肝臓でのみ腫瘍の発生がやや増加し曖昧な結果(SIDS(2005))となっている。
- 生殖毒性
: ラットを用いた生殖発生毒性スクリーニング試験(OECDTG421)において、高用量群(40mg/kg/day)で親動物の毒性症状、雌の発情周期延長、出生後4日目生存率の低下、1匹の母動物で全同腹仔死亡が見られたが、その他の性機能および生殖能に関する指標に悪影響はなく、全群の仔に剖検による異常所見は見出されなかった(SIDS(2005))。但し、高用量群でのみ認められた仔に対する悪影響は、親動物の毒性による可能性に言及されており分類の対象とはしなかった。一方、ラットの妊娠6-19日に経口投与した発生毒性試験(OECDTG414)では、中および高用量群(35and50mg/kgbw/day)で全同腹仔損失が観察されているが、その他に生存母獣では胎子の子宮内成長や生存に影響なく、奇形や変異の発生増加も認められなかった(SIDS(2005))。中および高用量群でのこの全同腹仔損失は、同時に母動物に死亡を含む重度の一般毒性が見られており(SIDS(2005))、分類の対象とはしなかった。
以上より、親動物の性機能および生殖能、かつ仔の発生に対し、試験物質ばく露に直接起因する悪影響の証拠は得られていないことから、区分外とした。
- 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)
: ラットに経口投与後75~130mg/kgの用量で鈍麻、不安、昏睡(SIDS(2005))が見られ、吸入ばく露後0.095~5.450mg/Lで昏睡、振戦、痙攣(SIDS(2005))がそれぞれ観察され、主な症状の一つとして中枢神経への影響が挙げられている(DFG0Tvo115(2001))ことから区分1(中枢神経系)とした。
また、上記の同じ試験の病理学的所見として、肺の浮腫およびうっ血の記載により区分1(肺)、肝臓の退色と壊死の記載により区分1(肝臓)、腎臓の肥大と退色、血液円柱と混濁腫脹の記載により、区分1(腎臓)とした。
別のラット経口投与試験の所見には30mg/kgで門脈周囲の著しい壊死、85.4mg/kgではALTの上昇と脂質の過酸化を伴う肝細胞の壊死(SIDS(2005))が記載され、肝臓を標的臓器とする証拠を示している。一方、ヒトのボランティアによる蒸気ばく露試験において、30mg/m3で鼻粘膜刺激の報告(SIDS(2005))があり、マウスに吸入ばく露した試験で感覚刺激による一過性の呼吸数減少が観察されて

- いる(SIDS(2005))ことから、区分3(気道刺激性)とした。
 中枢神経系、肺、肝臓、腎臓の障害(区分1)
 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
- 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露): ラットに13~14週間経口投与により、1000ppm(67.4~72mg/kg/day)で肝臓の再生を伴う壊死(SIDS(2005))、25mg/kg/dayで門脈周囲の肝細胞過形成(NTPTOX48(2006))、また、42日間の投与では40mg/kg/day(90日換算18.7mg/kg/day)で肝臓の壊死、線維化、胆管増生(SIDS(2005))、マウス14週間経口投与により、25mg/kg/day以上で門脈細胞質空胞化(NTPTOX48(2006))、ラットに5週間の吸入ばく露により16.6mg/m³(90日換算:0.007mg/L)で肝臓の静脈洞拡大、混濁腫脹、巣状壊死(環境省リスク評価第3巻(2004))がそれぞれ報告されている。吸入ばく露では区分1に相当する用量でも影響が見られることから区分1(肝臓)とした。
 また、ラットに14週間飲水投与試験の結果、100ppm(6.9~8.3mg/kg/day)以上で腎臓組織に悪影響があるとの記述(SIDS(2005))、および、ラットに5週間の吸入ばく露により16.6mg/m³(90日換算:0.007mg/L)で腎臓における間質組織の増殖、尿管上皮の壊死、糸球体腎炎様の変化(環境省リスク評価第3巻(2004))の所見に基づき、区分1(腎臓)とした。
 長期又は反復暴露による腎臓、肝臓の障害(区分1)
- 吸引性呼吸器有害性: 炭素原子3以上13以下の一級ノルマルアルコール(国連GHS分類の区分2に相当)であるが、データ不足で分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性: 魚類(ファットヘッドミノー)の96時間LC50=320µg/L(環境省リスク評価第2巻、2003)他から、区分1とした。
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境慢性有害性: 急速分解性があり(BODによる分解度:86%(既存化学物質安全性点検データ))、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.17(PHYSPROP Database、2005))ことから、区分外とした。
- オゾン層への有害性: 本品はモンリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 (参考)(1)燃焼法
 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。
 (2)活性汚泥法
 生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
- 汚染容器及び包装: 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号: 131

国際規制

海上規制情報(IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No.	: 1098
Proper Shipping Name	: ALLYL ALCOHOL
Class	: 6.1(毒物)
Sub Risk	: 3(引火性液体)
Packing Group	: I
Marine Pollutant	: Yes(該当)
Limited Quantity	: -

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)
: 積載禁止

国内規制

陸上規制情報 (消防法、毒劇法、道路法の規定に従う)
海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)
国連番号 : 1098
品名 : アリルアルコール
クラス : 6.1
副次危険 : 3
容器等級 : 1
海洋汚染物質 : 該当
少量危険物許容量 : -
航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

特別の安全対策 : 積載禁止
: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
他の危険物のそばに積載しない。
重量物を上積みしない。
車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第27号「アリルアルコール」、対象重量%は 1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第27号「アリルアルコール」、対象重量%は 1) (別表第9) 変異原性が認められた既存化学物質 (厚生労働省通達基発第0309002号)(平成18年3月9日) 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : ・種別 「第1種指定化学物質」 ・政令番号 「1-28」 ・政令名称 「アリルアルコール」
毒物及び劇物取締法 : 毒物「アリルアルコール」(政令第1条第1の6号)、包装等級
消防法 : 危険物第4類引火性液体、第二石油類水溶性液体、指定数量2000L、危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法 : 毒物類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法 : 積載禁止 (毒物)
海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質 (施行令別表第1)
水質汚濁防止法 : 生活環境項目 (施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 [排水基準] 160mg/L 以下 (日間平均 120mg/L 以下) (注) 排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令 : 別表第1の16項 (キャッチオール規制) 第29類 有機化学品 HSコード (輸出統計品目番号、2019年4月1日版): 2905.29-000 「不飽和一価アルコール - その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献 :

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社	
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)	
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編	
化学大辞典	共同出版	
安衛法化学物質	化学工業日報社	
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版	
化学物質安全性データブック	オーム社	
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版	
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修	
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)	HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター	HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。